

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取執行役員 吉永 國光
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番 6号
【電話番号】	027(234)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 清水 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番 7号 株式会社東和銀行東京支店
【電話番号】	03(3542)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼人事部秘書室東京事務所長 砂道 敏行
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 (東京都中央区銀座三丁目10番 7号) 株式会社東和銀行大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目31番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当行第110回定時株主総会における決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき 金2円 総額735,609,480円

第二種優先株式1株につき 金2.94円 総額514,500,000円

なお、普通株式及び第二種優先株式の配当総額は、1,250,109,480円となる。

第2号議案 定款一部変更の件

第一種優先株式を消却したことに伴い、以下のとおり定款の一部変更を行う。

(1) 第一種優先株式に関する規定を削除する。

(2) 上記の変更に伴い、条数等の変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役に、吉永國光、加辺秀雄、大澤清美、江原洋、櫻井裕之、紺正行、稲葉喜子の7氏を選任する。

なお、紺正行及び稲葉喜子の2氏は社外取締役である。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役に、南秀昌氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役に、半場秀氏を選任する。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金支給並びに社外取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、辞任により退任となる監査役田村盛司氏に対し、当行所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、監査役の協議に一任する。

また、当行は、平成27年5月29日開催の取締役会において、社外取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを決議した。これに伴い第3号議案で選任された社外取締役紺正行、稲葉喜子、及び在任中の監査役木暮昇、安藤震太郎、加藤真一の各氏に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行における一定の基準に従い総額17百万円を上限として、退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、社外取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議に、それぞれ一任する。なお、打ち切り支給の時期については、各社外取締役及び各監査役の退任時以降とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	277,295個	1,908個	29個	99.306%	可決
第2号議案	278,899個	314個	29個	99.877%	可決
第3号議案					
吉永 國光	274,973個	2,871個	29個	98.956%	可決
加辺 秀雄	274,870個	2,974個	29個	98.919%	
大澤 清美	274,908個	2,936個	29個	98.932%	
江原 洋	274,941個	2,903個	29個	98.944%	
櫻井 裕之	274,953個	2,891個	29個	98.949%	
紺 正行	276,810個	1,034個	29個	99.617%	
稲葉 喜子	276,997個	847個	29個	99.684%	
第4号議案					
南 秀昌	274,013個	5,201個	29個	98.127%	可決
第5号議案					
半場 秀	278,886個	328個	29個	99.872%	可決
第6号議案	240,477個	38,737個	29個	86.117%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案、第5号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。